

# 第 4 回 上 島 合 併 協 議 会

## 会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 5 月 1 9 日 ( 月 ) 午 後 1 時 0 0 分 から  
場 所：魚 島 村 開 発 セ ン タ ー 5 階 大 ホ ー ル

## 第 4 回上島合併協議会会次第

### 1 . 開 会

### 2 . 会長挨拶

### 3 . 議 題

#### ( 1 ) 協議会会議録署名人の選任について

#### ( 2 ) 報告事項

事務局報告

幹事会報告

報告第 1 号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会の報告について

#### ( 3 ) 協議事項

協議項目第 11 号 新町建設計画（新町将来構想）について

協議項目第 8 号 町村議会議員の定数について

協議項目第 9 号 農業委員会委員の定数について

追 加 議 案 事務所の位置について

### 4 . その他

### 5 . 閉 会

# 目 次

## 報告事項

- 1．事務局報告 ..... 1 頁 -ジ
- 2．幹事会報告 ..... 3 頁 -ジ
- 3．報告第 1 号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会の  
報告について ..... 4 頁 -ジ

## 協議事項

- 1．協議項目第 11 号 新町建設計画（新町将来構想）について  
..... 9 頁 -ジ
- 2．協議項目第 8 号 町村議会議員の定数について .....14 頁 -ジ
- 3．協議項目第 9 号 農業委員会委員の定数について .....20 頁 -ジ
- 4．追 加 議 案 事務所の位置について

## その他

## 上島合併協議会事務局報告

『事務事業一元化調書作成に伴う専門部会・分科会開催状況』

【平成14年11月20日～平成15年4月25日】

専門部会名	回数	分科会名	回数
議会事務局	5回		
総務	3回	総務	1回
		企画	4回
		財政	1回
会計	2回	会計	2回
住民生活	3回	住民	2回
		税務	2回
		国保	4回
		生活環境	1回
保健福祉	4回	介護保険	1回
		保健	5回
		高齢者	3回
産業建設	2回	建設	1回
		建設管理	1回
		産業	2回
教育	2回		

『上島合併協議会ホームページ運営管理業務委託』

委託業者 今治市喜多村  
原印刷株式会社 代表取締役社長 宮武哲郎

委託料 ￥264,600円(税込)

契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日

業務内容 上島合併協議会ホームページ運営管理

『上島合併事務事業一元化業務委託』

委託業者 東京都杉並区  
 株式会社 ぎょうせい 代表取締役社長 伊藤陽司  
 委託料 ￥840,000円(税込)  
 契約期間 平成15年4月15日から平成16年3月25日  
 業務内容 事務事業一元化調書作成

『上島合併新町例規策定業務委託』

委託業者 東京都杉並区  
 株式会社 ぎょうせい 代表取締役社長 伊藤陽司  
 委託料 ￥3,990,000円(税込)  
 契約期間 平成15年4月15日から平成16年3月25日  
 業務内容 上島合併新町例規策定

『新町例規策定に伴う説明会実施状況』

期 日	場 所	参加者数	時 間
4月16日	弓削町役場	20名	9:00~10:50
	岩城村役場	13名	13:30~15:20
4月17日	魚島村役場	12名	9:30~11:45
	生名村役場	18名	15:00~17:15

## 上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成15年5月9日(金) 13:40～16:40

2. 場 所 弓削町総合庁舎 3階大会議室

3. 出席者 幹事 8名 事務局 5名 計13名

### 4. 議 事 (1) 第4回協議会について

\* 第4回協議会に次の事項を提案することを決定した。

#### 【報告事項】

- 1) 事務局報告について
- 2) 幹事会報告について
- 3) 新町の名称・事務所の位置検討小委員会の報告について

#### 【協議事項】

- 1) 新町建設計画(新町将来構想)について
- 2) 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- 3) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

### (2) 一部事務組合に関することについて

- 1) 越智郡島部消防事務組合について
- 2) 越智郡老人ホーム組合について

上記の組合解散後の業務について、新町において単独で実施するのは可能か検討した。

### (3) 電算システムの統合に関することについて

電算システム統合について、合併までに完了するには、『予算措置』『事業主体』『業者選定』について、早急に検討する必要がある。

### (4) 事務事業一元化調書の取扱いについて

各種事務事業の調整区分に関する基準について検討

#### (合併協議会)

新町の政策、制度の基本的事項で、住民生活に直接関わり、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるもの

#### (幹事会)

住民生活に直接大きな影響を与えないもので、制度上当然事務事業として処理すべき事項

## 『上島合併協議会 新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告』

### 1. 事務所の位置についての協議結果

協議による結論に至らず、多数決による採決を行うも結果が出なかったため、小委員会での協議は打ち切り、協議会へ議論の場を移すこととした。

### 2. 小委員会協議経過

#### 第8回小委員会

開催日時：平成14年4月2日（水）14：15～15：35

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：4名

#### 1. 本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）について

弓削町の委員より交通の利便性、行財政の効率化の観点から、弓削町の庁舎を新町の事務所として活用することが妥当であるとの発言があった。

そして、その発言を各町村に持ち帰り検討し、次回の小委員会において結論を出すこととした。

#### 委員からの主な意見

- ・ 住民に納得のいく説明ができる協議にするべき
- ・ 最終的な確認事項に「一極集中は避ける」等の付記を入れるべき

#### 第9回小委員会

開催日時：平成14年4月10日（木）14：20～16：05

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：5名

## 1. 確認事項における付記について

「今後の公共施設整備については適正配置に努める。」  
「本庁方式に移行する際は、再度検討をする。」  
この2項目を付記として入れることとした。

## 2. 本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）について

各町村で検討した結果を発表した。

- ・魚島村 最初から言っているとおり弓削が妥当
- ・岩城村 確認事項に付記が入るなら、岩城を含めてどこに決まっても異論はない。
- ・生名村 橋が架かれれば中心なので生名村が妥当
- ・弓削町 前回申し上げたように弓削町が妥当

### 委員からの主な意見

住民に納得のいく説明ができる協議結果が得たい。

## 第10回小委員会

開催日時：平成14年4月16日（水）14：15～14：40

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：6名

## 1. 本庁（管理・事務局部門を置く総合支所）について

各町村における意見を確認した。

- ・魚島村 弓削町に置くことが妥当
- ・岩城村 岩城村に置くことが妥当
- ・生名村 生名村に置くことが妥当
- ・弓削町 弓削町に置くことが妥当

話し合いによる結論に至らなかったため、弓削町、生名村、岩城村の3案で採決を採った。

## 第1回目（委員11人の挙手による）

弓削町に事務所を置く・・・5人  
岩城村に事務所を置く・・・3人  
生名村に事務所を置く・・・3人

## 第2回目（委員11人の挙手による）

弓削町に事務所を置く・・・5人  
岩城村に事務所を置く・・・3人  
生名村に事務所を置く・・・3人

3ヶ町村案で2回の採決を採ったが、いずれも獲得票が3分の2以上に達しなかった。

そこで、「事務所の位置について」の小委員会の結論として「事務所の位置については、小委員会での協議は打ち切り協議会へ議論の場を移す」こととした。

次回の小委員会からは「名称について」協議することを確認した。

## 第11回小委員会

開催日時：平成14年5月9日（金）10：40～11：20

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：1名

### 1. 新町名称候補の最終選定方法について

基本的には、意見の集約を行い5作品以内を選定する。

しかし、選定が困難な場合は投票により選定する。

投票による場合は、獲得票数の上位から選定する。

### 2. 新町名称候補の公募時期について

平成15年6月20日（金）から平成15年8月20日（水）までとする。

新町の名称・事務所の位置検討小委員会 会議開催状況

区 分	開催日時	開催場所	備 考
小委員会の設置	H14 . 8 . 20	弓削町総合庁舎	第1回協議会 小委員会規程制定
第1回小委員会	H14 . 11 . 25 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	正副委員長選出 名称・事務所につ いて
第2回小委員会	H14 . 12 . 11 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	名称・事務所につ いて
第3回小委員会	H14 . 12 . 24 午前9時10分から	弓削町総合庁舎	名称・事務所につ いて
第4回小委員会	H15 . 1 . 14 午前9時10分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第5回小委員会	H15 . 1 . 23 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第6回小委員会	H15 . 2 . 6 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第7回小委員会	H15 . 2 . 28 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第8回小委員会	H15 . 4 . 2 午後2時15分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第9回小委員会	H15 . 4 . 10 午後2時15分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第10回小委員会	H15 . 4 . 16 午後2時15分から	弓削町総合庁舎	事務所について
第11回小委員会	H15 . 5 . 9 午前10時40分から	弓削町総合庁舎	名称について

弓削町・生名村・岩城村・魚島村

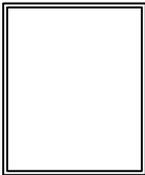
# 新しい町の名称を募集します!

上島合併協議会では、上島4ヶ町村が合併して  
誕生する新しい町の名称を募集します。

## 募集要項

募集期間	平成15年6月20日(金)~平成15年8月20日(水) 当日消印有効
応募資格	小学生以上の方で上島4ヶ町村の在住者、出身者及び通勤、通学者
応募方法	はがき又はこの専用応募はがきで応募してください。 応募は <b>お一人様1点限り</b> とします。 既存の市町村名(弓削・生名・岩城・魚島を含む)は使用できません。
記入内容	新町の名称(ふりがな) 名称の理由 住所 氏名 年齢 電話番号 その他(出身町村名または勤務先、学校等かわりの理由)
提出先	郵便ポスト又は各町村役場に設置してある専用投函箱へ投函してください。 郵送の場合 〒794-2592 愛媛県越智郡弓削町下弓削210(弓削町役場内) 上島合併協議会事務局
発表	上島合併協議会で決定した後、協議会だより・ホームページ等を通じて公表します。
その他	作品ごとの応募数については、選考の際の参考に留めます。 応募された作品に関する一切の権利は、上島合併協議会に帰属するものとします。

郵便はがき



愛媛県越智郡弓削町下弓削210  
弓削町役場内

上島合併協議会事務局 御中

## 名付け親大賞

3万円分全国共通商品券

(決定された名称への応募者の中から1名を大賞とし、新町発足のセレモニーにおいて、表彰させていただきます。)

## 名付け親賞

4ヶ町村特産品詰合せセット(1万円相当分)

(決定された名称への応募者の中から3名を親賞とし、商品を送らせていただきます。)

~あなたも新しいまちづくりに

参加しませんか~

お問合せ先 上島合併協議会事務局

〒794-2592 愛媛県越智郡弓削町下弓削210  
(弓削町役場内)

電話 0897(77)2500

ファクス 0897(77)4011

メー ル [info@kamijima-gappei.jp](mailto:info@kamijima-gappei.jp)

協議項目第 1 1 号

新町建設計画（新町将来構想）について

新町将来構想策定小委員会の提案を受け、新町将来構想について提出する。

平成 1 5 年 5 月 1 9 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

新町建設計画（新町将来構想）について
新町将来構想は、別添「上島合併新町将来構想」に定めるとおりとする。

平成 年 月 日確認

## 新町将来構想策定小委員会 報告書

### 第5回小委員会

開催日時：平成14年3月3日(月)午後2時10分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：6名

#### 1. 住民アンケートの結果について

1月中旬から2月上旬に実施したアンケートの結果を説明し、集計結果速報を配布した。

#### 2. 住民との意見交換会(ワークショップ)の結果について

1月下旬に実施した意見交換会の内容の説明、結果報告を行った。

#### 3. 新町将来構想・まちづくりの方針(案)について

コンサルを交えて、住民アンケートや意見交換会の結果を踏まえた構想素案をたたき台に、意見交換を行った。

各委員から、まちづくりの戦略やビジョン実現の考え方について、表現の修正や不足している項目の追加等の要望があった。

今後、委員の意見を参考にして、「ビジョン」「ビジョン実現の考え方」を肉付けし、文章化していくことを確認した。

### 第6回小委員会

開催日時：平成15年3月27日(木)午後2時15分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：3名

#### 1. 住民アンケートの最終結果について

アンケート最終結果報告書を配布し、分析結果等を説明した。

## 2．新町将来構想・まちづくりの方針(案)について

コンサルからまちづくりの方針(案)の各項目内容について、詳細な説明があった後、各委員から表現の修正や項目の追加等の指摘があった。

### **第7回小委員会**

開催日時：平成15年4月15日(火)午後2時15分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：3名

#### 1．新町将来構想素案の検討について

事務局から前回のまちづくりの方針(案)の各項目内容について、修正事項の説明を行い、特に重点施策として、上島架橋の整備促進と海上交通及び陸上交通の利便性の向上を取り上げることについて、確認を行った。

なお、委員からまちづくりビジョンの一つ「基盤充実の島づくり」の中の重点施策の一つとして、「上水の安定供給・上水道の整備推進」について取り上げてほしいとの要望があり、盛り込むこととした。

その後、素案全体について、各委員から、表現の修正や表記漏れ等の指摘があり、修正することとし、次回最終確認を行うこととなった。

### **第8回小委員会**

開催日時：平成15年4月24日(木)午後2時15分から

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：4名

#### 1．新町将来構想素案の検討について

事務局から、前回提出した素案について、指摘事項、修正箇所等の説明を行い、内容の確認・協議を行った。

なお、委員からまちづくりビジョンの一つ「産業振興の島づくり」の中の重点施策「既存商工業への支援」の一つとして、「造船業等の地元企業への支援」の表現を追加してほしいとの要望があり、考慮することとなった。

また、今回の指摘箇所を修正したもので、基本的な構想の案として協議会に提出することを確認した。

## 2．新町将来構想概要版の検討について

住民への配布用としての概要版について、コンサルからの素案の説明があり、協議を行った。内容については、構想を要約したものであり、特に指摘等はなかったが、パンフレットの掲載写真として、「弓削町の海苔、生名村のスポレク公園、岩城村の造船、魚島の鯛網」を採用してはとの提案があり、異議なく了承された。

上島合併協議会 新町将来構想策定小委員会 活動経過

会議等区分	開催日時	開催場所	備考
小委員会の設置	H14/08/20(火)	弓削町総合庁舎	第1回協議会会議 小委員会規程制定
第1回小委員会	H14/09/09(月) 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	正副委員長の選任 事業計画概要の確認
第2回小委員会	H14/09/30(月) 午前10時30分から	弓削町総合庁舎	企画提案書第1次審査
第3回小委員会	H14/10/07(月) 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	企画提案書第2次審査
第4回小委員会	H14/12/04(水) 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	将来構想素案・アンケート等の検討
住民アンケート	H15/01～H15/02	4ヶ町村	対象者：18歳以上全員 配布数6,913人
住民意見交換会	H15/01/28(火) 午後7時00分から	岩城村生活文化センター	新町の将来構想策定に係る討論 (住民対象のワークショップ) 参加者82名
	H15/01/29(水) 午後7時00分から	生名島開発総合センター	
	H15/01/30(木) 午後3時00分から	魚島村開発センター	
	H15/01/30(木) 午後7時30分から	弓削町総合庁舎	
第5回小委員会	H15/03/03(月) 午後2時10分から	弓削町総合庁舎	アンケート結果速報・住民意見交換会の結果報告 まちづくりの方針案の検討
第6回小委員会	H15/03/27(木) 午後2時15分から	弓削町総合庁舎	アンケート最終結果報告 まちづくりの方針案の再検討
第7回小委員会	H15/04/15(火) 午後2時15分から	弓削町総合庁舎	将来構想素案の検討
第8回小委員会	H15/04/24(木) 午後2時15分から	弓削町総合庁舎	将来構想案の承認 将来構想概要版の検討

協議項目第8号

町村議会議員の定数について

町村議会議員の定数について提出する。

平成15年5月19日提出

上島合併協議会長 木下良一

町村議会議員の定数について

平成 年 月 日確認

## 町村議会議員の定数について

### 【協議事項】

#### 1. 新町の議会議員の定数について

	定 数
新 町	人

#### 2. 選挙区について

選挙区を設ける。

選挙区名	定 数
弓削選挙区	人
生名選挙区	人
岩城選挙区	人
魚島選挙区	人
計	人

選挙区は設けない。

#### 3. 選挙区を設ける場合、設置選挙のみか、継続か

設置選挙のみとする。

設置選挙以降も継続。

## 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

平成14年8月20日第1回協議会で確認

合併特例法は適用しない。なお、選挙区を設けることについては検討する。

### 【協議事項】

#### 1. 新町の議会議員の定数について

地方自治法第91条の規定により、18人を超えない範囲で定める。

#### 参 考

地方自治法第91条

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一号、二号省略

三 人口5千以上1万未満の町村 18人

四号から6項まで省略

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づき当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

## 2. 選挙区を設けるかどうか

公職選挙法第15条第6項の規定により、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。

- (案1) 選挙区を設ける。
- (案2) 選挙区は設けない。

## 3. 選挙区を設けるとした場合、設置選挙のみか、継続か。

- (案1) 設置選挙のみ。
- (案2) 設置選挙以降も継続。

案1、案2いずれにしても、継続、廃止については、新町において検討することができる。

## 4. 選挙区をどのように設けるのか(旧町村単位等)

- (案1) 旧町村単位で選挙区を設ける。  
弓削選挙区、生名選挙区、岩城選挙区、魚島選挙区

- (案2) 選挙区、選挙区  
例) 魚島選挙区だけ等

## 5. 選挙区ごとの定数は

公職選挙法第15条第8項  
・旧町村単位とした場合

選挙区名	国勢調査人口	議員一人当り人口	議員数	備考
弓削選挙区	3,858人	478人	8人	8.071
生名選挙区	2,124人	478人	4人	4.444
岩城選挙区	2,289人	478人	5人	4.789
魚島選挙区	334人	478人	1人	0.699
計	8,605人		18人	

## 参 考

### 公職選挙法

#### 第 15 条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第250条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。
- 7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

### 公職選挙法施行令

（人口に比例しない議員の定数）

- 第9条 市町の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。

### 実例・判例

- ・選挙に比例する各選挙区別定数は、国勢調査の結果公表された人口に基づき、議員一人当りの人口数を求め、各選挙区の人口数を議員一人当りの人口で除して得た数によって定めるべきである。（昭和37年11月30日）
- ・公職選挙法第15条第7項（現行第8項）の規定により、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して算出することとされているが、その算出にあたっては、議員定数配当基数を計算し、計算により端数が生じたときは、端数切り上げで得た数が議員定数に達するまで端数の数の大きい順に切り上げる取扱いとすべきである。（昭和39年8月26日）
- ・公職選挙法15条7項（現行は8項。以下同じ。）は、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と規定しており、地方公共団体の議会は、定数配分を定めるに当り、同項ただし書きの規定を適用し、人口比例により算出される数に地域間の均衡を考慮した修正を加えて選挙区別の定数を決定する裁量権を有することが明らかである。そして、いかなる事情の存するときに右の修正を加えるべきか、また、どの程度の修正を加えるべきかについて客観的基準が存するものでもないので、定数配分規定が公選法15条7項の規定に適合するかどうかについては、地方公共団体の議会の具体的に定めるところがその裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。

以下省略 （昭和60年10月31日）

・「人口に比例しないで」定め得る期間（昭和33年12月25日）

問 公職選挙法施行令第9条の規定は、新設合併の場合においては、設置選挙（その再選挙及び補欠選挙を含む）に限って適用すべきものと解されており又法の趣旨からも第2回以後の一般選挙は人口に比例しない議員の定数のまま執行することはできないと解するが如何。

答 お見込のとおり

協議項目第9号

農業委員会委員の定数の取扱いについて

農業委員会委員の定数の取扱いについて提出する。

平成15年5月19日提出

上島合併協議会長 木下良一

農業委員会委員の定数の取扱いについて

平成 年 月 日確認

## 農業委員会委員の定数について

『平成14年8月20日第1回協議会で確認』

合併特例法は適用しない。  
定数等については、農業委員会法による範囲内で検討する。

『事務事業一元化調書』

- ・ 選挙による委員定数は、法の定める範囲内（10人から20人まで）で合併前に調整する。
- ・ 推薦による委員は、法の定めるところにより、議会推薦（5人以内）、農協推薦（1人）、共済組合（1人）とする。

### 協議事項

#### 1. 選挙による委員の定数について

選挙委員の定数は、政令で定める基準に従い、10人から20人の間で、条例で定めることとなります。

定数の基準となるのは農地面積と農家世帯数です。

農地面積 = 耕作の目的に供する土地

【農地面積を基準に考える】

(単位：人)

	上島4ヶ町村(415ha)				玉川町 427ha	小田町 430ha	新 町
	弓削町 121ha	生名村 59ha	岩城村 232ha	魚島村 3ha			
選 挙	10	10	10	10	15	12	
議会推薦	4	0	1	3	1	2	5人以内
農協推薦	1	0	1	0	1	1	1人
共済推薦	0	0	0	0	1	1	1人
計	15	10	12	13	18	16	

haの数値はH13農林水産統計年報

【農家数を基準に考える】

(単位：人)

	上島4ヶ町村(220戸)				伯方町 210戸	日吉村 206戸	新 町
	弓削町 48戸	生名村 27戸	岩城村 145戸	魚島村 0戸			
選 挙	10	10	10	10	11	12	
議会推薦	4	0	1	3	2	2	5人以内
農協推薦	1	0	1	0	1	1	1人
共済推薦	0	0	0	0	1	1	1人
計	15	10	12	13	15	16	

戸数の数値はH13農林水産統計年報

～参考～

上島の場合、農業委員会の選挙による選挙区については、基準(すべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数が600以上)に満たないため設けられない。

#### 4 . その他